

扶養家族等異動届（被扶養者を追加）に必要な添付書類

・「扶養家族等異動届」に以下の必要書類と「健康保険証」を添付して提出して下さい。

（「採用に伴う新規加入」の場合は、健康保険証の添付不要）

異動事由	「扶養家族等異動届」に添付していただく書類
結婚	①扶養認定申請書、②婚姻日の確認が出来る書類（戸籍抄本等） ③結婚前の生計が確認できる書類（離職の書類、非課税証明書等）
子の出生	①出生の確認できる書類（「住民票」、「母子手帳（市区町村長の証明印があるページ）の写し」等） ※出産育児一時金を請求する場合は以下の書類も添付こと（受取代理制度を申請した場合は不要です） ②出産育児一時金請求書 ③領収書の写し（「産科医療補償制度加入機関」スタンプ押印のもの）
家族の離職	① 扶養認定申請書、②住民票、③雇用保険関係書類（以下の該当する書類を添付のこと） ・雇用保険（失業給付）受給予定の方…雇用保険受給資格者証（写） ・雇用保険（失業給付）受給延長する方…離職票1・2（原本）、受給期間延長通知書（原本） ・雇用保険（失業給付）受給しない方…離職票1・2（原本） ・雇用保険の適用がなかった方…退職証明書および雇用保険未加入証明書
失業給付の受給終了	①扶養認定申請書、②住民票、③雇用保険受給資格者証（両面の写）
養子縁組	①住民票、②戸籍謄本または戸籍抄本
採用に伴う新規加入	①扶養認定申請書、②住民票、③以前の生計が確認できる書類（離職の書類、非課税証明書等）
その他（扶養追加）	①扶養認定申請書 ②住民票 ③異動事由・異動年月日が確認できる書類 ④収入の確認できる書類

（注意1）扶養認定申請書は該当する箇所を記入していただき、該当する必要書類を添付願います。

（注意2）内容審査が困難な場合は、上記書類の他に別途書類の提出を求める場合があります。

（注意3）18歳未満の子を扶養申請する場合は、「収入の確認できる書類（非課税証明書等）」および「在学証明等」の添付は不要とします。

（注意4）扶養申請者が外国籍の方の場合、「登録原票記載事項証明書」（同居・在留資格・在留期間を確認する必要があるため）を

添付願います。※市区町村役場で入手手続き願います。

主な提出書類の発行元（入手先）

- ・ 戸籍抄本 市区町村役場（市民課）
- ・ 戸籍謄本 市区町村役場（市民課）
- ・ 住民票 市区町村役場（市民課）
- ・ 雇用保険受給資格者証 ハローワーク（職業安定所）
- ・ 離職票 1・2 事業主（ハローワーク（職業安定所）にて証明）
- ・ 退職証明書 事業主
- ・ 雇用保険未加入証明書 事業主
- ・ 非課税証明書 市区町村役場（課税課）
- ・ 扶養認定申請書 事業所の社会保険担当窓口（勤労課等）で入手いただくか または 健保ホームページ（申請書類一覧）より印刷の上ご使用願います。

（注）重工社(人事システムから申請)の場合は、家族異動届の「申請／上程」後に「扶養認定申請書」の印刷案内が表示されますので、印刷の上ご使用願います。